

履歴事項全部証明書

さいたま市緑区東大門三丁目3番地4
一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会

会社法人等番号	0300-05-021615
名 称	一般社団法人埼玉県土木施設維持管理協会
主たる事務所	さいたま市緑区東大門三丁目3番地4
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う。
法人成立の年月日	令和6年4月1日
目的等	目的 当法人は、土木施設（下水道、道路、河川及びその他）の維持管理（清掃、調査、点検、修繕、管路更生及び耐震工事等、その他の管理をいう。以下同じ。）に関する調査研究等を行い、その成果を普及することにより、国土の整備保全と市民生活における公衆衛生の向上を図り、公益の増進に寄与し、土木施設維持管理業の振興を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 1 土木施設維持管理の技術及び能力の開発・調査・研究 2 土木施設維持管理を事業とする法人又は従事者への技術指導 3 土木施設維持管理を事業とする法人又は従事者への労働安全衛生の周知啓発 4 土木施設維持管理事業を通じた地域振興及び社会貢献活動 5 災害発生時等における支援事業 6 前各号に付帯関連する一切の事業 7 その他当法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	埼玉県越谷市千間台西六丁目6番地34 代表理事 山 口 新 次
	理事 山 口 新 次
	理事 佐 久 間 勝
	理事 井 上 敏
	理事 大 保 秀 臣
	理事 瀧 澤 隆 一

	理事 米 澤 泰 広
	理事 八 巻 隆 幸
	理事 秋 谷 信 仁
	理事 大 内 健 太 郎
	監事 山 本 一 平
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立 令和 6年 4月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（さいたま地方法務局管轄）

令和 6年 4月 8日

東京法務局
登記官

佐 藤 美 智 代

